

1 広告幕等 その他の広告物の基準

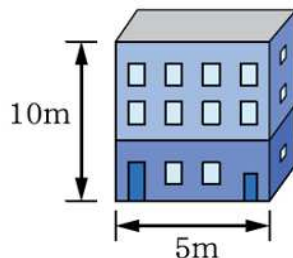
種類による分類（市内全域で共通）		
広告物の種類	定義	設置基準（注）2 注意事項参照
電柱等利用広告物	電柱及び街路灯柱に設置される広告物	・はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等でないこと
袖看板	電柱から突き出して設置される広告物	・下端の高さ 道路上4.7m（歩道上2.5m）以上 ・電柱からの出幅0.6m以下、本体の長さ1.2m以下 ・電柱等1本につき1個
巻看板	電柱面に巻かれて設置される広告物	・大きさ 幅0.33m以下、縦1.5m以下 ・地上から1.2m以上3.2m以下の範囲内に設置すること。
バナー広告	広告幕で、街路灯柱等に設置された支持棒等からつり下げられて設置される広告物	・下端の高さ 道路上4.7m（歩道上2.5m）以上 ・電柱等からの出幅 0.6m以下、本体の長さ1.8m以下 ・電柱等1本につき2個以内
広告幕	布、ビニール等に表示され、建築物等に懸垂され、又は添架されるもの	・表示面積30㎡以下
アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、その気球又は綱を利用して表示されるもの	・幅1.5m以下、縦13m以下 ・地上からの高さ 気球上端まで40m以下
はり紙	紙等に、印刷又は手書きされたもので、工作物等に張り付けられるもの	・表示面積1㎡以下
はり札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類するもの	・同一のものを2枚以上続けて張り付け、又はつり下げないこと。
広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）	・大きさ 幅0.6m以下、縦1.8m以下 ・地上からの高さ 上端まで3m以下
立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これを支える台を含む。）	・表示面積片面1㎡以下かつ合計2㎡以下 ・地上から上端まで高さ2m以下
つり下げ看板	建築物その他の工作物からつり下げて表示・設置される広告物	・表示面積40㎡以下 ・下端の高さ 道路上4.7m（歩道上2.5m）以上
地下鉄の出入口の上屋に設置する広告物		・建築物の鉛直投影面積の4/10以下 ・1建築物あたり1個（駅名等の表示は除く） ・地色の彩度8以下

※道路上に広告物を表示・設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要です。

2 注意事項

屋外広告物の面積基準は、①第1種～第4種規制地域の基準（P8～P12）と②市内全域の基準（P1）があります。屋外広告物を表示する際は、両方の基準を満たす必要があります。

【例】第4種規制地域で広告幕を壁面に設置する場合



①壁面の基準（P12）：鉛直投影面積の4/10以下かつ100㎡以下
 $5.0\text{m} \times 10.0\text{m} \times 4/10 = \text{表示可能面積}20\text{㎡以下}$

②広告幕の基準（P1）：30㎡以下

①及び②の基準を両方満たす必要があるため、表示できる広告幕の大きさは20㎡以下となります。